



森林所有者のみなさんへ

保安林における制限について

保安林においては、森林のはたらきを維持するために、伐採の制限や伐採後の植栽の義務、森林内での様々な作業行為についての制限が課されます。

【1.伐採の制限】

保安林の指定施業要件:立木の伐採方法および伐採限度、ならびに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められています。

| 伐採方法 | 手続き方法 | 手 段 | 提出先 |
|------|--------------------|-----------------------------------|-------|
| 禁 伐 | 伐採は禁止されています。 | なし。 | なし |
| 主 伐 | 天然林の択伐は知事の許可が必要です。 | 伐採を開始する日の前30日までに申請してください。 | 農林事務所 |
| | 人工林の択伐は届出が必要です。 | 伐採を開始する日の前90日から20日までの間に届出してください。 | 農林事務所 |
| 皆 伐 | 知事の許可が必要です。 | 皆伐限度面積の公表の日(年4回)から30日以内に申請してください。 | 農林事務所 |
| 間 伐 | 間伐届出が必要です。 | 伐採を開始する日の前90日から20日までの間に提出してください。 | 市 町 村 |

注意事項

- 1) 主伐(択伐・皆伐)は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。
- 2) 樹冠疎密度が80パーセントに達していない森林は間伐できません。
- 3) 皆伐限度面積の公表の日は、2月1日、6月1日、9月1日、12月1日(土・日・祝祭日を除く)の年4回です。

【2.植栽の義務】

立木を伐採した後、植栽をしなれば元の森林状態に回復しない場合には、伐採跡地への植栽が義務づけられています。

| 植栽方法 | 満一年生以上の苗を、おおむね1ヘクタールあたり保安林の指定時に定めた本数以上の割合で均等に分布するように植栽してください。 | | | |
|------|---|-------------|--------|-------------------|
| 植栽期限 | 伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽をしてください。 | | | |
| | 伐採年度 | 翌伐採年度 | 翌々伐採年度 | 2年を超えると義務違反となります。 |
| | 伐採日 | ← 2年以内に植栽 → | | |
| 植栽樹種 | スギ、ヒノキ、マツ、その他高木性の樹種等。 | | | |

【3.土地の形質の変更】

保安林内で行う作業のうち、その保安林の働きが損なわれない場合に限り許可を受けることができます。また、許可終了後は森林への復旧が必要となります。

| 行為の内容 | 具体的内容の例示 | 許可期間 | 手続き方法 | 手 段 | 提出先 |
|---|--|-----------------|-------------|--------------------------|-------|
| 竹の伐採、木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉等の採取、土石・樹根の採取、開墾等の行為 | | 植栽指定のある森林:最長2年 | 知事の許可が必要です。 | 行為を開始する前30日を目安に申請してください。 | 農林事務所 |
| 森林の施業・管理に必要な施設 | 車道幅員4m以下の林道・作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線など | 植栽指定のない森林:最長10年 | | | |
| その他行為 | ①幅1m未満の線的な施設設置(水路等) ②500㎡未満かつ切盛高さ1.5m未満の点的施設設置(標識、掲示板など) ③一時的な変更行為 | | | | |
| 許可不要の行為: | ①造林又は保育のために行う地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち ②倒木又は枯死木の伐採など | | | | |

※これらの行為に伴い立木伐採が必要な場合は、別途伐採の許可又は届出が必要です。

保安林の機能強化

保安林の働きを十分に発揮させるためには、適切な森林施業の実施により、森林を健全な状態に保つことが必要です。ところが、保安林の中には、間伐などの手入れが遅れているため健全な状態とは言えないものが見受けられます。

県はこれらの森林を「要整備森林」に指定し、必要な施業や時期を定めると共に、森林所有者の自発的な施業を促し解消を図っています。

保安林の優遇措置

- 1 税金が免除されたり、減額されたりします。
- 2 特別の融資が受けられます。
- 3 伐採の制限に伴う損失の補償を受けられます。
- 4 治山事業により森林整備・保育・間伐を行います。

※全ての保安林が対象ではありません。